

法曹有資格者を 職員として

より身近に活用してみませんか！

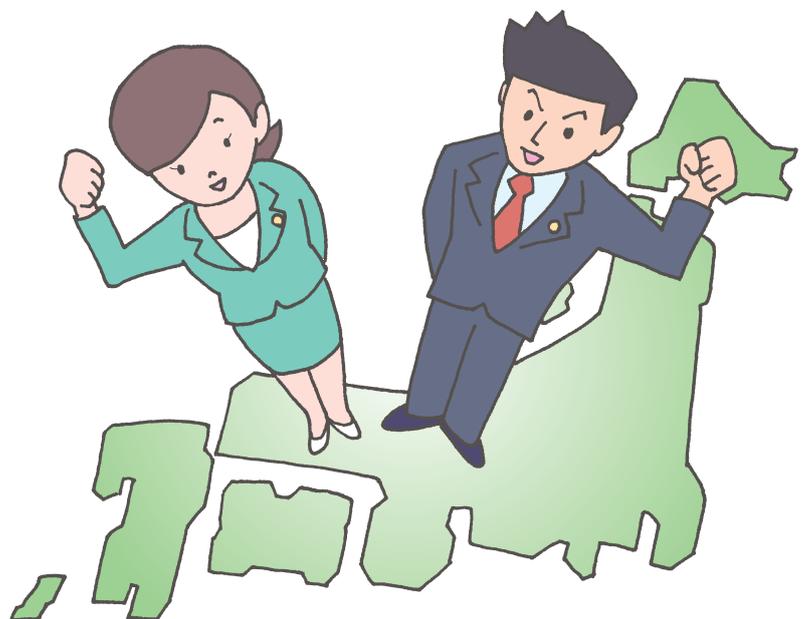


日弁連は
地方公共団体における
弁護士をはじめとする法曹有資格者の
職員任用をサポートします

地方公共団体を取り巻く環境の変化と 法曹有資格者の職員任用の動き

近年、多様化・複雑化する住民ニーズに対応して
地方公共団体における行政需要は拡大の一途を辿っています。
これに伴い、行政活動の様々な分野で、行政法以外の法分野も含めて
幅広い視点からの法的検討を踏まえた対応に迫られています。
とりわけ、地方分権という時代の大きな流れの中で、多くの地方公共団体では、
既存の法令との整合性を重視する従来型の法務だけでなく、
地域の実情に応じた独自の政策の実現や公共的課題の解決にあたり、
立法、法執行、争訟の各場面において法を能動的に活用していく
いわゆる「政策法務」への転換が必要となり、
そのための新たな組織体制の構築と高い法務能力を備えた
人材の育成・確保が急務となっています。
このような中で、弁護士を外部の専門家として
これまで以上に積極的に活用するとともに、
弁護士をはじめとする法曹有資格者[※]を職員として採用し、
より身近に活用しようとする地方公共団体が増加しています。

※ 司法修習を終了し、弁護士登録し得る者。



法曹有資格者を職員として 任用するメリット

(1) 地域の実情に応じた独自の政策実現をサポート

地域の実情に応じた独自の政策を実現するためには、従来からの国の通達等に依存するだけではなく、自主的な法の解釈を行うことが必要な場面が出てきます。法曹有資格者が職員として身近にいれば、独自政策の企画・立案・実行・運用の各場面において、法の専門家としての知識・経験を有効に活用することにより、行政運営の幅を広げることができます。

(2) 日常業務の中で気軽に相談 ~職員の方も自信をもった対応が可能

また、地方公共団体の各局部課において、法的観点からの迅速な検討と対応が必要となる場面が今後益々増えることが予想されます。法曹有資格者が職員として身近にいれば、ちょっとした疑問でも日常業務の中で気軽に相談することができるため、職員の方々が問題を抱え込むことなく自信をもった対応をすることができます。また、紛争に至る前にあるいはその初期段階で問題を的確に把握し解決することが期待できます。

(3) 職員全体の法務能力の向上をサポート

法曹有資格者である職員が、職員向けの研修講師等を担当したり、日常業務の中で様々な課題を他の職員の方々とともに検討し、解決していくことを通じて、職員の方々に法的なものの考え方が浸透し、法的問題を発見・検討する能力を向上させることが期待できます。

(4) 外部弁護士との連携

顧問弁護士をはじめとする外部の弁護士への相談・委嘱が必要となる場面でも、予め必要な情報や課題を的確に整理・把握しておくことにより、より有効に外部の弁護士を活用することができます。法曹有資格者を職員として地方公共団体内に任用することで、外部の弁護士と連携し、その橋渡し役を務めることができます。

地方公共団体における 法曹有資格者の職員任用の状況

●別紙を御参照ください。



採用された法曹有資格者の業務内容例

地方公共団体の職員として活躍する法曹有資格者の具体的な職務内容は、各団体の規模や直面する課題に応じて、次のとおり多岐にわたっています。

- 原課[※]からの日常的な法律相談への迅速な対応
- 条例，規則等の例規業務
- コンプライアンスの実現のための諸施策
- 職員研修
- 行政訴訟や民事訴訟等の訟務，行政不服審査業務
- 公立学校や病院等における事故や苦情への対応
- 行政対象暴力や不当要求行為への対応
- 自治体の公債権・私債権等の未収債権の管理・回収
- 児童虐待の防止に向けた取組の強化
- 東日本大震災からの復旧・復興事業に係る対応

※特定の案件を担当する課のこと



採用実績のある自治体の声

市民のニーズに 的確に答えるために ～政策法務能力の向上への取組み～

千葉県流山市長 井崎 義治

近年、法令遵守に関する市民の意識が高まり、市に法的根拠の説明を求める市民が増えています。また、地域の実情に即した独自の政策を実現することも求められています。

これら市民の疑問や要望に的確に対応し説明責任を果たすためには、法律上の根拠に基づく明確な説明をする能力が職員に必要となります。一人ひとりの職員が、行政にできること、できないことを的確に判断し、法律上の根拠に基づく明確な説明ができれば、法的な紛争を回避することも可能です。

このような状況から、政策法務の強化を図ることが必要と考え、平成23年4月から総務部に「政策法務室」を設置し、採用した弁護士に室長とし

て活躍していただいています。

採用した弁護士には、特に職員の政策法務能力の向上への尽力を期待しています。政策法務室の主な所掌事務は、職員からの法律相談への対応と、職員に対する政策法務研修の実施です。

法律相談では、担当課の職員は、事前に自ら考えた上で相談し、政策法務室と協力して調べ、考え、法的な問題を解決するプロセスを体験することで、法的センスや思考能力を身につけることができます。

また、政策法務研修を行うに当たっては、各課で1名以上の政策法務担当者が選出されています。この政策法務担当者を研修の対象者とするすることで、各課で政策法務を意識して仕事をするという環境にしたいと考えたためです。今後は、より組織的、計画的、体系的な研修を継続的に実施する予定です。こうした一連の動きは、「各課で政策法務を意識して仕事をする。」という職場風土の醸成に大きく寄与するものと考えています。

採用形態

法曹有資格者を職員として採用する形態には次のようなものがありますが、その多くは①の「特定任期付職員」としての採用によるものです。

- ① 任期付職員^{*}として採用（別途条例が必要）
- ② 一般の競争試験又は選考による常勤職員として採用
- ③ 非常勤職員として採用

^{*} 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく「特定任期付職員」、「一般任期付職員」又は「任期付短時間勤務職員」

任期付職員としての給与

任期付職員の給与体系については各地方公共団体毎に条例で定められることとなりますが、法曹有資格者を特定任期付職員として採用する場合、年収ベースで概ね600万円～800万円程度となっているケースが多いようです。

なお、東日本大震災の被災地方公共団体が復旧・復興事業に対応するため弁護士等を任期付職員等として採用する場合の経費については、その全額が特別交付税により措置されます（平成24年2月24日付け総行公第15号総務省自治行政局公務員部長通達「東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」）。

採用実績のある自治体の声

挑戦と協働による まちづくりを目指して

大阪府松原市長 澤井 宏文

私が弁護士を職員として採用することを決めた当時は、全国的に見ても、今ほど一般的にこの取組が行われている様な状況ではありませんでした。しかし、私には躊躇や迷いは一切ありませんでした。自治体の長や職員の方々の中には、「職員だけでも自治体の法務はやっていける。これまでもそれで問題はなかった。」と考える人もいるかもしれませんが、それはそれで正しいのかもしれませんが、現在の自治体を取り巻く状況からすれば、今までと変わらないでいること自体が、安全なのではなく、むしろ危険なのではないでしょうか。法の専門家である弁護士が職員とともに考え、仕事をする。今までにはなかった試みですが、それだけで

も十分な価値がある挑戦だと思います。私は、この取組を通じて、職員が単なる前例踏襲ではなく、法を自らの武器として、そして自らの頭で物事を考える姿勢をより強めてくれることを目指しています。また、まちづくりは、住民を初めとして、様々な立場の人との協働によって実現するものです。職員として弁護士を採用することは、自治体と弁護士との間の1つの協働です。これにより、職員には、自治体からの視点だけではなく、様々な立場の人の目線から物事を考えることができる、幅広い視点を身につけてもらいたいと思っています。

松原市では、職員として弁護士を採用して約2年が経ったところです。私が目指したことは、一朝一夕に実現することができるものではありませんが、着実に職員の間浸透してきていると思います。是非、皆様の自治体でも、弁護士資格者の職員としての採用を御検討されてはいかがでしょうか。

採用実績のある 自治体の声

法務力の高い 組織づくりへ

東京都町田市財務部長 水越 壽彦

町田市で任期付職員制度を活用し、弁護士を職員として採用してから3年が経ちました。この4月からは二人目の弁護士を迎えましたが、職員の法的思考、そして法律に係わる仕事への取り組み方が着実に変わってきているように感じています。

今から遡ること4年前、まだ基礎自治体においてこの制度を利用して公募採用の前例がない中、弁護士を職員として採用しようと考えた動機ですが、地方分権一括法施行以降地方自治体は自らが政策立案を主体的に展開することに伴い、職員の法務能力向上の必要性が高まるとともに、厳しさを増す財政状況の下では限られた人員で質の高

い業務を行う質的改革が求められていました。そこで、これらの課題解決への一助に期待したのが弁護士の職員採用でした。

採用の成果と言いますが、採用後の役所内の変化ですが、日常的に同じ職員の立場で一緒に仕事をする仲間として気軽に法律相談ができ、現場で普段から専門家の法的思考に触れることの影響により職員の法務能力向上や意識改革の進展は期待していた以上のものがありました。これは採用された弁護士の人柄やコミュニケーション能力の高さから、職員との信頼感が早い時期から生まれたことも一因していると思います。

現在も徐々に弁護士を採用し活用する自治体は増加していますが、今後さらに多くの自治体での活用が進展し、地域主権の促進、そして新しい地方自治の構築へと繋がることを期待しています。

採用実績のある 自治体の声

児童虐待対応への 専門性の強化

福岡市子ども総合相談センター所長 藤林 武史

全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、統計開始以降、毎年増加の一途をたどっています。又、児童虐待で死亡する子どもも減少する傾向になく、毎年50人位の子どもが亡くなっており、児童虐待は現代社会が抱える重大な社会問題と言えます。児童虐待への対応も、平成12年の児童虐待防止法の制定以来、数度の改正を経て、子どもを守る仕組みが強化されてきました。それは、中心的な対応機関である児童相談所へ権限を集中し強化するものです。それだけに、子どもを守るために迅速・的確に対応する児童相談所の責任は極めて重大です。

それは、子どもの保護からその後の親との話し合い、親権者の意に反した施設措置や里親委託、面会交流の制限など、法に基づき、証拠と事実認

定による法的対応が中心的なものです。それだけに弁護士によるリーガルサポートは不可欠であります。それも、突発的・日常的であり、継続的な事案への対応は、常勤による弁護士からサポートを得ることが必要ではないでしょうか。

福岡市での弁護士の常勤配置以降、私達は大きな力を得ました。支援困難な親への対応は、法的枠組みをしっかり提示することが重要で、弁護士による法的説明は、行政職員の説明とは受け止め方が大きく違い、その後の対応が違ってきます。家庭裁判所の承認による施設措置や里親委託の申し立ては、迅速になり大幅に増えました。福岡市として初めて親権喪失請求も行いました。

なによりも、私達職員自身が、親権よりも子の利益が優先するというセンスや事実認定に対するセンスを身につけつつあることが大きな成果ではないかと思っています。職権保護後、親にも弁護士が代理人になる事例も増えており、今後児童相談所には、法曹有資格者が常駐することが不可欠ではないかと考えています。

採用実績のある自治体の声

震災復興事業の 加速への期待

宮城県石巻市長 亀山 紘

本市は、平成23年3月11日の東日本大震災による最大の津波被災地とされています。事実、本市では、死者、行方不明者合計3,600名もの方々が犠牲になり、33,000戸の住家が全半壊するという甚大な被害を受けました。

現在、各種の復興事業を全力で進めています。被災市民の生活環境再建に向けた事業だけでも災害公営住宅の整備、防災集団移転促進事業、土地区画整理事業ほか膨大な事務があり、これらを迅速に進捗させるに当たって、用地買収等に伴う法的処理が大きな課題となっています。また、震災からの復旧に際しては、災害廃棄物の処理、被災住宅の解体等に伴って多くのトラブルも発生し、担当部署は対応に苦慮してきました。

そのような折、日弁連から、法律家を任期付き公務員として採用するニーズはないかとの打診を受けました。この時宜にかなった申し出に、私は、即座に受入れを決定しました。

平成25年5月に採用が実現して、各部署が法的判断を迷ったら直ちに職員である弁護士に相談できるようになりました。職員が法的な裏付けをもって正確かつ円滑に、安心して、事務を行える態勢が整い、現場では採用後まもない時期から効果が感じられたと聞いています。引き続き、職員である弁護士と他の職員とが協働して法的課題を洗い出し、一つずつ解決していくことによって、復興事業が加速されていくものと大いに期待しています。

本市は、震災復興という具体的な課題を前に、弁護士を即戦力として採用した意味合いも強いですが、職員の法務能力の向上に資することはもちろん、弁護士会との連携強化といったメリットも出てくるものと、併せて期待しているところです。



日弁連のサポート体制

日本弁護士連合会では、地方公共団体における法曹有資格者の職員任用を様々な形でサポートしています。是非とも御活用ください。

ひまわり求人求職ナビ

日弁連HP上の弁護士・修習生求人求職システム「ひまわり求人求職ナビ」で、経験弁護士や司法修習生に対する求人情報を掲載し、採用活動をより効率的に行うことができます。

また、これに掲載された求人情報については、別途、各種広報手段を通じて弁護士への周知を行っています。既に多くの地方公共団体の採用において御活用いただいています。

詳しくは日弁連HP (https://www.bengoshikai.jp/kyujin/pdf/flyer_jichitai.pdf) を御覧ください。

各種採用説明会の開催

採用活動に際し弁護士向けの採用説明会等の開催を希望される場合には、可能な限り日弁連にて対応させていただいています。

有為な人材をより確実に採用するための方策として、既に、町田市（東京都）、銚子市（千葉県）、阿南市（徳島県）などの地方公共団体で有効に御活用いただいています。

シンポジウム等の開催

日弁連では、地方公共団体における法曹有資格者の活用等をテーマとした地方公共団体との意見交換会やシンポジウム等を全国各地で随時開催しており、数多くの地方公共団体の皆様に御参加いただいています。

採用・募集に関する相談窓口

募集開始から採用予定日までの期間、採用の条件（任期、給与、弁護士としての経験年数等）によっては、応募する法曹有資格者の数等に影響する可能性があるため、事前相談を随時受け付け、様々な情報を御提供しています。

弁護士の採用・募集を御検討の担当者の方におかれましては、是非とも日弁連の下記問い合わせ先までお気軽に御相談ください。

日弁連HPでの情報掲載

日弁連HP (<http://www.nichibenren.or.jp/recruit/lawyer/sosikinai.html>) において、地方公共団体の職員として活躍する弁護士を含むいわゆる組織内弁護士に関する資料、統計データ、参考文献等を多数掲載しています。是非御参照ください。

【上記に関するお問い合わせ先】